

20 内閣府 構造改革特区第22次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	構造改革特別区域法に基づく計画 申請主体の対象拡大	都道府県 提案事項管理番号	東京都 1010010
提案主体名	株式会社ミツウロコ		

制度の所管・関係府省庁	内閣府
該当法令等	構造改革特別区域法第4条第1項
制度の現状	<p>構造改革特別区域計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができるのは、地方公共団体とされている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>構造改革特別区域計画の申請主体は、地方公共団体に限定されているが、民間事業者も単独で申請することができるとする提案である。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>構造改革特別区域法に基づく規制の特例を活用しようとする場合、①地方公共団体が当該事業(今回は老人福祉法の特例)に関する計画認定を受け、②民間事業者が都道府県知事に申請し、認定されてから規制の特例の活用が行える。</p> <p>今回の提案は、計画の申請主体を民間事業者も行えることにし、事務手続きの簡素化により特例の活用を迅速に行えるようにするための提案である。</p> <p>■提案理由</p> <p>施設運営は、一定の複数施設で運営を行った方が、人員確保面、給食、消耗品、設備などの仕入れ設置面で、より効率的な経営が可能となる。現状想定してる区域のひとつである横浜市は26年度末までに約1000床を増やす計画を持つが、該当特区法を横浜市に申請しても、短期間に複数の施設運営を認可されることは可能性が低いと思われる。故に近隣で施設不足地域を求め、地方自治体へ個別に申請を行うことになるが、これでは民間事業者の営業資産が分散し、非常に非効率となる。そこで特例措置として申請先を国とし、国により設置運営事業者としての適性を認められた上で、個々の自治体と事業計画を立案し、事業進行することで、効率的な展開が可能となる。</p>